
第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 号)

令和 5 年 12 月 20 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和 5 年 12 月 20 日 午前 10 時開議

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案撤回の件について
・議案第 139 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 137 号 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 138 号 大山町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 140 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 141 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 142 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 143 号 大山町児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 144 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 145 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山町立ふるさとフォーラムなかやまいきいき倶楽部大山町福祉センターなかやま)
- 日程第 10 議案第 146 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町保健福祉センターだいせん)
- 日程第 11 議案第 147 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部)
- 日程第 12 議案第 148 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 13 議案第 149 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 150 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 151 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 16 議案第 152 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 議案第 153 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 18 議案第 154 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第 19 議案第 155 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 156 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 157 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 22 議案第 158 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 159 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 160 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 25 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26 陳情第 9 号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」
の提出を求める陳情書
- 日程第 27 発議案第 12 号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善
による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出
について
- 日程第 28 発議案第 13 号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示
を求める意見書の提出について
- 日程第 29 決議案第 2 号 海の観光拠点整備事業の抜本的な方向性を見直しを求める決
議の提出について
- 日程第 30 議員派遣について
- 日程第 31 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 32 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 33 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 34 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
6 番 池 田 幸 恵	7 番 門 脇 輝 明
8 番 大 原 広 巳	9 番 大 杖 正 彦
1 0 番 大 森 正 治	1 1 番 杉 谷 洋 一
1 2 番 近 藤 大 介	1 3 番 吉 原 美 智 恵

14番 岡田 聰
16番 米本 隆記

15番 野口 俊明

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野間 光 書記 …………… 三谷 輝義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹口 大紀	教育長 ……………	鷺見 寛幸
副町長 ……………	吉尾 啓介	教育次長……………	赤路 卓也
総務課長 ……………	金田 茂之	幼児・学校教育課長 ……………	源光 靖
財務課長……………	井上 龍	税務課長 ……………	角田 雅人
観光課長……………	西尾 秀道	企画課長 ……………	深田 智子
農林水産課長……………	桑本 英治	住民課長 ……………	永見 明
健康対策課長……………	田中 真弓	福祉介護課長 ……………	池山 大司

午前9時30分開会

開議宣告

○議長(米本 隆記君) みなさん、おはようございます。

12月定例会もいよいよ最終日となりました。ただいまの出席議員は15名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案撤回の件について

○議長(米本 隆記君) 日程第1、議案撤回の件についてを議題とします。

町長から、議案第139号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての撤回の請求が出ています。

請求理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 皆さん、おはようございます。12月定例議会最終日どうぞよろしく願いいたします。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の請求につきましては、昨年度からいろいろ協議をしてきました機構改革に関し

まして、今年度、半年以上かけて議会の皆さんからも御意見をお聞きして、また教育委員会の皆さんからも御意見をいただきながら、中身を修正したり細かなところを詰めてきたところでありますけれども、今定例会で、議案を提案した後に、再度、課の名称ですとか、御意見や御提案をいただいたところでありますので、こういった議会の皆さんの意見も踏まえまして、もう一度、中身を再度、詰めて再提案をさせていただきたく、このたび、撤回の請求をさせていただいたところでございます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（米本 隆記君） お諮りします。ただいま議題となっております、議案第 139 号の議案撤回の件を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 139 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての撤回の件を許可することに 決定しました。

日程第 2 議案第 137 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 137 号 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 議長、9 番。

○議長（米本 隆記君） 大杖議員、これは賛成ですか、反対ですか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 反対の方はありますか。ないですね。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長、3 番。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

本事業は、歳入歳出のところで考えまして、私も今回、一般質問させていただきましたが、実際、町長の答弁としても、プラスマイナスゼロというような答弁いただきました。

私は、今、大山町の中で、実際、今年令和 5 年度の予算としても、財務課から 6 億円不足していると。来年の 9 月の決算審査では、そうした見通しなんだろうと、聞き取りしております。

また、来年度の予算請求も、現段階で中 18 億円不足してると。そういうふうに、財務課から聞き取りをしまして、私個人の意見ではなく、町全体の聞き取りした中での判断として、どういったことをやっていけばいいのか。どういったことを取りやめて

いくべきなのか、そうした考えになったときに、大型の観光予算を乱発していくという
ことに、非常に危惧しております。

今回のものは、予算規模として3億円、50年間で、賃借料、家賃収入として、35万
円を月々収入としてしており、それがプラスマイナスゼロの理由であると、そうした答
弁がありました。それ以外にも、長年かかっていけば、補修もありますし、非常に多
くのお金がプラスでかかっていく、そうしたことが含まれていない、プラスマイナスゼ
ロ、そうした考え自体が非常に危険だと思っております。

そうした中で、今、条例の制定についての議案を反対の立場をとらせていただきます。
以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長、9番。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○議員（9番 大杖 正彦君） 私はこのアウトドアライフ事業施設の設置及び管理条例
に対して賛成の立場で討論いたします。

近年、大山自治区、あるいはそれに及ぶ観光関係は、雪不足やコロナの影響などによ
り、冬季偏重の観光ビジネスが縮小し、事業者の高齢化や後継者不足問題などで撤退が
目立ち、空き店舗が点在している状態です。本当に疲弊しております。

この打開策の一環として、グリーンシーズンの、いわゆる夏場の活性化が強く求めら
れている現状ということは皆さん、御承知のとおりだと思います。

モンベル店の効果は、登山客にとどまらず、一般の方が街着として買い求める姿も多
く、大山地区の活性化に大きく寄与しているように見えます。

山陰地方には、皆さんも新聞で御存じだと思いますが、鳥取砂丘には、ホテルが営業
されることが決まって、大阪の会社だそうですが、アメリカの著名なブランドと提携し
て、このアメリカのこの会社は、ホテル経営の会社、億単位の会員をもってですね、そ
ういった誘客を認める、そういったブランド化は非常に大切な、今、笑ってる方おられ
ますけども、議員の中で、真面目に聞いていただきたい。こういった大型ブランド化は、
非常に重要な観光の要素の一つだというふうに考える。

旧かなお商店跡地は、駐車場に面し大山観光の玄関口であります。大山と日本海の眺
望がすばらしい、観光ビジネスを展開するには、1等地であることは、誰もが確認認め
るところであります。大山に新しい店が出来たというブランド力の影響で、将来的にも
誘客の呼び水となり得る可能性が高い。これには、ある程度の投資が必要となります。

よってアウトドアライフ事業施設の設置及び管理条例に賛成と討論いたします。
大山町の基幹産業は、農業をはじめ第1産業と観光であることは、議会も認め町長も答
弁しております。インバウンド誘客も含めた、大山町の活性化と、明るい未来のために、
議員の皆さんの賛同を強くお願いいたします。以上、賛成論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の討論を認めます。

○議員（1 番 小谷 英介君） 議長、1 番。

○議長（米本 隆記君） 1 番 小谷議員。

○議員（1 番 小谷 英介君） アウトドアライフ促進施設の条例に関して、反対の立場で討論させていただきます。

いきなり討論に今日入ってますんで、多分、聞いている方は何のこっちゃっていう方も多分おられると思うので、少しだけ前提の話をさしてもらいますけども、一応今回の条例は、今話にもありましたけども、大山寺の旧かなお商店という場所ですね、あちらを町が買取りました。980 万円で買取りました。で、今後の話なんですけども、今後、約 3,500 万円程度をかけてあそこを解体をして、町が解体をして、そのあと、設計と建設、合わせて 3 億円ですけども、3 億円で新たに公共施設を建てて、この公共施設といってもですね実態は、その中身としては、アウトドアブランドのお店を誘致する、建物として町が建てます。町としては、そこを賃貸で賃借料をもらってやっていきますと、いうところで月々 35 万円という設定の条例になってます。

この 35 万円というところはですね、50 年かけて 3 億円全額ではないんですけども、50 年かけて約 2 億 1,000 万円を企業から回収しますよというようなやり方になっていきます。

今回、このやり方に関して、私反対の立場で説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、ただし、ただしというところなんですけども、ちょっと、当たり前の話なんで今回私、この議案に関して反対してるだけであって、例えばこの今回の新しい取組を推進している、例えば担当者の方なんかについては、かなり私としては、引き続き前向きに取り組んでいってほしいなと思いますし、新しい取組をすればするほど矢面に立つところがありますので、そういったところにありますけども、引き続き積極的に新しい取組に、取り組んでいっていただきたいなという配慮を先にお伝えさせていただきたいと思いますし、それから私今回の条例に反対するからといって、大山寺に新しい企業が入ってくることに對して、反対しているわけでありませなし、民間企業と競業をすることに對して反対するわけでもありません。あくまで今回のやり方に対して私は反対をしたいと思っています。すいません、前置き長くなりました。

でですね、今回反対する理由なんですけども、先ほど大杖議員が言われたように、大山寺でにぎわいが生まれること自体は、当然ないよりはあったほうが良い、というところからスタートすると思います。それはないよりもあったほうが良い。

ただ、今回、当然ですけど莫大な税金が使われる案件ですから、まずその前提があります。さらに、今回、大前提として我々理解しておかなければいけないのは、大山町はさ、ここ最近近年、ずっと公共施設の建設に関してはかなり慎重な姿勢をとってきています。というのも、三町合併してから、その分、公共施設も大変大山町を多く抱えてい

ます。この修繕管理で、大変大きな金額がかかってきてまして、年々、その修繕も増えてきてまして、そのために、公共施設の整備基金ということで、この近年ずっと毎年毎年貯金をしてきてるわけです。将来的に、建物を壊さなければいけませんから、貯金をしてきてます。新しい建物を建てることにもかなり慎重な姿勢をとってきてまして、例えば町営住宅一つとってみてもですね、中山のほうに町営住宅を、みたいな声もあるんですけど、なかなかそこは慎重に考えましよう、というふうにとっています。

例えば水道料金、今回、約 13%平均上がりますけども、今回水道料金に関しては国のお達しで、水道料金会計といって水道料金から新しく古くなった水道管更新するために、水道料金の中で賄わなければいけないという国の方針もありますので、今回値上げしますけども、今後ですね、大山町内のそういったインフラですね、もう当然もうどんどん更新していかなければいけない。恐らくですけども、これは将来的には、水道料金だけでは賄えないという状態になって、当然、町としては、そこに対しての予算もとっていかなければいけなくなる可能性もあります。

そういったことを考えていくと、大前提としては、公共施設というものを造る際には、かなり慎重な判断が当然求められるという大前提があります。ここがまず 1 番大事な部分ですね。

で、じゃあ全く公共施設、今後つくれないのかということ、そんなことはないんですけども、そこに対しては当然、その必要性というのが相当説明責任が問われるわけですね。

ちなみに、今回の話ですけども、まず、町としての負担かなり大きいということが一つ、特徴としてあります。先ほど 3 億円というふうに言いましたけども、国からの交付税措置というのは一部ありますけども、大部分ですね、約 2 億円は町負担で造らなければなりません。公共施設、絞ってる中で 2 億円は町負担で造らなければいけません、というところがあります。

中身を見ていったときに、今回、やり方も少し、少なからず無理がある部分があります。かなり強引に見えるところもあります。具体的に言えば、今回、アウトドアブランドを誘致するための建物を造るわけなんですけども、これ実態は収益施設ですよ。当然そこで商売をするわけですから。ただ、大山町としては国からの交付金を受けるために、これを公共施設として今回建てます。公共施設にするためには、公共施設なければいけませんので、トイレがあったり、エレベーターがあったりということをしていくわけです。そもそも本来的にあそこにトイレが必要なのかという議論すらしていない中で、公共施設にするためにしているように私には見えます。当然そういったことをすればするほど、今後、維持も維持管理も必要になってくるわけです。清掃やエレベーターだったら、保守点検も必要ですよ。修繕が出たらその都度修繕が必要になります。最終的に解体をするのも町ですよ。そうすると、維持費だけで毎年年間 100 万円程度はかかる

可能性はあるわけです。最終的に解体するんだったらね、何千万もかかるわけです。そういうものが基本的に町の負担でなければ、いけなくなります。本来収益施設であるはずのものがですよ。

収益施設を町が造るということ自体は、例えば道の駅なんかではあります。じゃあ道の駅と今回の施設、何が違うのでしょうか。道の駅というのは、基本的に仕入れはほとんど地域のものですよね。つまり、売上げが上がれば、その売上げはほとんど地域の中で循環していくから、収益施設なのに町が公共性があるとして町が造る意義があるわけです。

ところが今回のものは何でしょうか。アウトドアブランドショップを前提にしてるわけであって、そこで仕入れるものは基本的には、町内のアウトドアのメーカーって、そんなんありましたっけ、私ちょっと勉強不足かもしれませんが、知りません。ほとんどが地域の外からの仕入れになるわけですよね。せっかく売上げがそこで上がって、その店がにぎわっても、基本的にお金は全部外に出ているわけです。どこに公共性があるのでしょうか。

こういった部分に対して公共施設として造るという、少なからず私には無理のあるやり方のように見えています。

今回企業側にとってみたらどうでしょうか。当然、企業側としたら、大変ありがたいやり方になっています。家賃は発生しますがけれども、基本的に、もしそこが企業が建物を建てると、数億の建物を建てると、固定資産税かかりますからね、固定資産税払わなくていい。固定資産税だけで月々ね何十万いく可能性あります、建物の規模によっては。それから、家賃といっても 50 年で返してくれればいいよぐらいの家賃設定ですよ。維持管理費かかりません、トイレ清掃しなくていいです、エレベーターの費用要りません。町が負担してくれます、最後の解体の費用も要りません。民間企業からしたら大変ありがたい条件ですよ。

私この条件に関しては、やはりもうちょっと、企業との間で、もう少し適切なリスク分担、適切な距離感、民間企業と競合するのはいいけれども、しっかりその在り方、距離感についてはしっかり、もっと詰めるべきだと思っています。

というようなやり方に多少なり、少なからず無理がある中で、今回の公共施設として投資するリターン、地域へのリターンは何でしょうか。

先ほど申し上げたように、直接の経済効果というのはほとんど限定的になります。これは町長も認められています、一般質問の中でも、そう答えられています。ただ、町長の説明によると、間接的な経済効果があると。どういうものかということ、例えば来た企業と提携をして、観光誘客のメニュー作りをしたり、アイテムづくりをしたりです。と、いうことが、間接的な経済効果のようです。どうでしょうか、皆さん納得できるでしょうか。恐らく間接的な経済効果を生むためにも、恐らく、新たな委託事業をする可

能性もありますよね。その事業者に対してまたさらに委託事業をして、こういったメニューづくり一緒にやりましょうみたいな話になりますんで、私は間接的な経済効果を今回、考えることは、あまり適切ではないと思ってます。

ということで、私としては今回代替案としては、そもそも今回ですね、場所が、先ほど大杖議員も言われたように、最高の立地の一つなんですね、地域でも。地域の中では1等地の一つなわけです。そもそもそんな地域の中の1等地を、公共施設つくること、発想自体が私違うと思うんですよ。

であれば、そこは民間進出のためにとっておいて、民間が民間のリスクでやるためにとっておいて、別のやり方を考えるべきだと思います。参道沿いにある老朽化した施設、そこをまず、例えば解体するための補助金をもうちょっと手厚くするとか、それとも、そのかなおさんところに、自分のリスクで来たいですと言ってるところに補助金を出すとか、もう少しやり方があると思います。

このあたりの代替案をもうちょっと練っていただきたいなというふうに思います。ということで、大変長くなりましたけれども、まとめるとですね、にぎわい自体は、ないよりはあったほうがいいです。ただ今回、あまりにも公共負担が大き過ぎるやり方をとっています。かなりやり方としても無理な部分が散見されます。地域への波及効果も少なくとも説明を受けている範囲では限定的だと思います。まだまだ代替案を考える余地があるんじゃないでしょうか。こういった部分で、私は反対をしたいと思います。

何よりも大山町今、楽しさ自給率の高い町という町を目指しているわけですよね。その楽しさ自給率の高い町を目指す上で、今、大山町が向かっているような有名ブランドに頼ってまちづくりをしていこうというところ、それ自体が全く駄目だとは言いませんけれども、今、大山町の主要な大きな金額をかけられようとしてる部分が、どうもそういった有名ブランドに頼るところにちょっと偏り過ぎているように私は感じます。

もう少し地道な地域の事業者の人材育成、こういったところにしっかり向き合っただ道なことをすることが地域のブランドを高めることになるんじゃないかなと思います。長くなりましたが、以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の討論を求めます。ありませんか。

そのほか討論ありますか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 反対討論ですか。

〔「反対討論です」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） おはようございます。2番、西本憲人です。

アウトドアライフの促進施設のこの条例案に反対の立場で討論させていただきます。

私はこの条例案に反対なのは、自分も反対なんですけれどもすごく残念です。というのも、

アウトドアライフ構想を最初町長からお話ししてくださったとき、海の拠点であったり自転車を使ったこと、今回ですねアウトドアブランドを誘致するようなこと、こういったことは、最初議会で聞いたときにとってもワクワクしたのを覚えています。とてもワクワクしてですね、これからの町がどういうまちになるんだろうと、それこそ楽しさ自給率が高い町になっていくんじゃないかなっていうふうに、すごくワクワクしました。

今ワクワクしてないんですよ。どんどんどんどん時間がたってですね、経過を説明していただいて、今話し合われてることを説明を受ければ受けるほど、その積み重ねがですね、がっかりすることが多かったんですよ。

その積み重ねがここに立っている原因になってるんですけど。期待していたけど中身が駄目でしたっていうのが、1番の反対理由なんですけれど。

大山寺に新しい施設を造って、そこにアウトドアブランドが入るという内容のそれのまずルール条例です。反対の立場で討論していますけど、三つの理由を説明させていただきます。

一つは、私、今回、少し不正の疑いがあるように思います。不正があるとは言ってません、不正の疑いがあるというふうに思っています。これは行政が行う公共施設の建設です。公平公正に行う必要があります。今回、あまりにも企業に有利な条件になっているというふうに感じるどころが多々あります。理由としては、事前にこういった条例ができること、これはほかにも例があると思います。建物が建つ前に家賃が先に決まる。これも、一般的にあることかもしれませんが、なぜそんなに急ぐのかなど。何か新しい企業を誘致する際とか、新しい建物を建てる際に想定される事業者さんに、ヒアリングを行ったり下話があるっていうのは当然だと思います。

むしろそれが全くない状態で進めるのは、少し浅はかだと思いますが、下話がもうほぼほぼ一つの業者に決まってしまってるんじゃないかという懸念が拭えません。不正の疑いがある。これが1番の反対理由です。

あとは、先ほど申したように、ワクワクしてたけど、ワクワクしなくなった。ワクワクしてたのは私だけじゃなくて、議会全体でそういう雰囲気があったはずですよ。

二つ目は信用がないと思います。これは今の町政なのか、今の町長なのか分かりませんが、信用というものはいきなりできるものではなくて、積み上げていくものだと思います。今までのアウトドアライフ構想の事業はいかがでしたでしょうか。今までやったことが積み上がってないように思います。800万の自転車を購入、マウンテンバイクのコース、そのあとどうなったんでしょうか。やって終わりのものなのでそのあとの磨き上げができてないと思いますし、そのあと、議会でも何度も指摘しています。誠意ある答弁が返ってきたでしょうか。論点ずらしであったり、向き合わない、こういったことが多く感じられました。

役場の内部からも反対の声、何も意見を聞かないという首長への不満、検討委員会の

メンバーからの不満、漁業者からの不満、様々ありますよね。業者からの不安は海の拠点の件ですけどね。

三つ目、地域や住民を見ていない。先ほど小谷議員が言われたように、地域にもですねアウトドアブランド立ち上げている法人がいます。地域のアクティビティ事業者にはどんなメリットがあるんでしょうか。新しいお店が来ました、そのお店はもうかるかもしれませんけど地域への経済効果はあまり期待できません。

大山町は、来年から水道料金が上がります。国民健康保険は令和元年からずっと赤字です。健康水準は県内でも下から数えたほうが早いぐらい低いです。急いでやらなきゃいけないことたくさんあるんじゃないでしょうか。誰の意見を聞いてどこを目指してどういう調整を行って、こういった事業が出てくるのか、ちょっと私には理解ができません。

今言った理由、一つ目、不正の疑いがある。二つ目、信用がない。三つ目、地域や住民を見て見ない。

以上の理由で、本来だったら進めていきたい事業ではあるんですけど、今回は反対させていただきます。議員の皆様、ぜひ、立ったり座ったりだけじゃなくてですね、皆さんの意思表示をぜひこの場に立ってしてください。以上で討論を終わります。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論中は、休憩は取れません。いいですか。

次、賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 私はこの条例案に賛成の立場で討論をしたいと思います。ポイントは一つです。この条例案っていうのは、大きなチャレンジだと思うんですよね。これまでいろいろアウトドアについてチャレンジしてこられた、先ほど言われたように、失敗ととらえる部分もあると思います。

しかし、失敗を続けたからといってチャレンジを諦めるわけにはいきません。観光は、大杖議員が言われたように、我が大山町の重要産業の一つであります。そういった意味で、チャレンジは、できるだけ進めていきたいと、行っていただきたいと思っております。

それからもう一つは、タイミングが大事だと思っております。タイミングは、今、いろんな形でいろんな工夫をしながら、予算をとって、そしてできるだけ町の負担にならないような対策をとりながら、今でないといけないことをやっておられると思います。

そういう2点から私は、このチャレンジは進めるべきだということで賛成討論といたします。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。それでは賛成者の発言ありますか。

○議員（8番 大原 広巳君） 議長、8番。

○議長（米本 隆記君） 8番 大原議員。

○議員（8番 大原 広巳君） そうしますと、この条例に賛成の立場で討論します。

旧大山町の時代から、スキーブームで旧大山町は、リフトの収入があって、町としてはいろんな事業ができました。それからスキーブームが去った後には、合併ということで、スキーブームが去って皆さん御承知のように、大山寺は、かつてのにぎわいはなくなりました。その原因を今振り返って考えてみますと、私の考えですけども、やはりチャレンジ、先ほど門脇議員が言われましたチャレンジしてこなかったことが、今の現状を呈しているんじゃないかというふうに思います。

例えば、豪円山に、香取のほうから橋脚を建てよう、スキー場に直結の道をつくろうというときにも、地元の反対等ありまして駄目になりました。それから、いろんなその後、ホテルあるいは県の施設の花回廊は直接は関係ないですけども、大山寺地区に外からの外資っていいですか、それをずっと拒む形になって今にきてるんじゃないかというふうに思います。

もちろん外から来た企業が、全て大山にプラスに働くとは、やってみないと分からないというふうには思います。思いますけども、手をこまねいては、今よりさらに疲弊してしまうんじゃないかというふうに思います。

そういう観点から、やはり大山寺地区に活力を取り戻すためにも、ここはリスクも抱えながらも、前に進むべきじゃないかなというふうに思います。

以上で賛成討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に原案に反対者の討論を許します。ありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 正直言いまして、つい先ほどまで本当に賛否ぎりぎりまで悩んでおりました。

基本的には、いい事業だと思っています。今もそう思います。反対する理由、取りあえず二つほど挙げます。

まず、一つは反対討論、何人か、3人反対討論聞きました。それぞれそういうところはあるなど、納得したところもあります。そして、この事業を今やめるということではなくて、今回の条例はあくまでその家賃設定の条例ですから、今後まだ事業の内容、仕組みについて、まだまだ検討する余地、時間的余地はあると思っています。

反対討論にあったような課題をもう一度捉え直して、住民にとってよりよい形で進めるべきではないかというのが一つの理由です。

もう1点、賛成討論のほうを聞いておりましたが、今、チャレンジするべきだという

ことを2人言われました。ただ、チャレンジすることは大事なんですけども、今チャレンジしようとしているのは、行政のチャレンジではないでしょうか。予算は公共施設を建てる予算です。行政がチャレンジする必要があるのか。それは、チャレンジすべきはやはり、地域の住民だと思います。今回の事業に関して、どんどん進めるべきだという地元の声は、まだ私どものほうには届いておりません。何やっとなだ議会はと。ちゃっちゃと事業を進めろという声が届いてきていけば、ああチャレンジしなくちゃいけないということになると思うんですけども、行政が先走ってチャレンジするような段階ではないと思っております。

そういったことも含めて、もう少し慎重に考えながら、事業を進めるべきだということとで反対討論にいたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。

反対者の討論もありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認めます。これから議案第137号を採決します。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） できません、討論中はできません。

これから議案第137号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。したがって、議案第137号は否決されました。

日程第3 議案第138号

○議長（米本 隆記君） 日程第3、議案第138号 大山町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第138号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第140号

○議長（米本 隆記君） 日程第4、議案第140号 大山町職員定数条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 140 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 140 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 141 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 141 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 141 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 141 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 142 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 142 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 142 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 142 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 143 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 143 号 大山町児童館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 143 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 144 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 144 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番、大森議員。反対ですか。

[「反対です」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） はい、どうぞ。

○議員（10 番 大森 正治君） 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について、私は反対討論をいたします。

今回の水道料金の値上げは、旧三町、これの統一料金以来、初めてのことであります。値上げ幅は、平均 13%でありますけども、分かりにくいのですのでちょっと金額で試算してみました。そうしますと、一般的な家庭で月額 400、500 円くらいの値上げになりますし、宿泊業で、多い月、少ない月あると思いますが、多い月で、4,000 円くらいの値上げにだいたいなるようです。

今、実質賃金が増えない中で、様々な物価が次々と高騰しておりますし、医療費は上がって、各種保険料も引上げられようとしております。この 10 月からは、インボイス制度で、小規模事業者には、消費税が課税されました。コロナ禍で営業が疲弊してきた飲食業や宿泊業など、飲料水を多く使う業者にとりましては、さらなる負担増になります。次々とのかかる負担増で、家計が圧迫されている、こういう時期に住民の暮らしを守らなければならない町行政が、今、公共料金として水道料金を引き上げるときではないというふうに私は思います。タイミングが悪すぎます。

値上げの理由として、来年度から、水道会計の収支が赤字になるので、来年 4 月から値上げをしなければならないとか、水道会計は公営企業会計で、独立採算制が原則だか

ら値上げによる受益者負担で賄わなければならないということが理由になっております。

しかし、独立採算は、それは私も分かりますが、あくまでも原則であって、他の会計から繰入れて、赤字を補填することができるようです。そのことは、他の自治体でも見られているということを知っております。せめて、せめてです。1年間は、一般会計からでも繰入れて賄ったらどうでしょうか。

その間に、町民の皆さんに、水道会計の実情や値上げしなければならない理由をしっかりと説明したらどうでしょうか。町民の暮らしに直接関わる料金の値上げは、皆さんが納得いくようにしっかりと説明するということが、当たり前だと思います。10月に水道料金審議会の答申が出されて、6か月後には値上げするという、このスピード感、拙速だと思います。料金値上げを知らない町民は少なからずおられます。広報だいせんや町のホームページだけの周知では不十分だと思います。

今回の拙速な水道料金値上げには、反対を表明するとともに、あわせて、町民の皆さんへの説明、周知を十分にされることを要望いたしまして、反対討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 賛成討論をいたします。

水道料金の値上げ、値上げしないで済むなら、そのほうが絶対にいいわけですが、水道を必要とする町民の方に供給するためには、相応の費用がかかります。その費用は受益者である利用者が支払います。大山町の人口は、合併直後は約1万9,000人でしたが、今、約1万5,000人、今後ますます人口が減っていきます。要は、使う人が少ないので、少ない人数でコストを賄わなければならない。そのために、費用が1人当たりの利用料が上がるというような状況です。

先ほど、本条例に反対する議員は、赤字になるのであれば、一般会計から補填すればいいじゃないかとおっしゃいました。その一般会計の財源は一体どこから来るんでしょうか。結局、一般会計で賄った分はそれをまた我々町民が補填する、負担することになります。

今後、人口減少が進む中で、水道料金の値上げは今回に限らず、3年ごとの見直しですからまた値上がりする可能性はあります。だんだん上がっていく水道料金をどうするべきか、どうしたらいいのかということは、今後ますます議論が必要になってくると思いますが、そういう部分も含めて、今回は必要最低限の値上げ幅だと思っています。値上げしたいわけではありませんが、やむを得ず賛成するという事で賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

賛成者の発言ありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 144 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 144 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 145 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 145 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町立ふるさとフォーラムなかやまいきいき倶楽部大山町福祉センターなかやま）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 145 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 145 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 146 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 146 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町保健福祉センターだいせん）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 146 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 146 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 147 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 147 号 公の施設の指定管理者の指定につ

いて（大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長、9番。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。すいません、反対討論ですね。はい分かりました。どうぞ。

○議員（9番 大杖 正彦君） 反対討論に入る前に先日、本会議2日目質疑の際、自主組織楽しもなかやまの名称をたのしーなかやまというふうの間違って発言したこと、ここで訂正いたすとともに、おわびを申し上げます。

本題に入ります。ふるさとフォーラムなかやまの施設友好館などは、町が所有する施設の中でも、主に町内ではもちろんですが、町外そして県外からの誘客も図るべき要素のある貴重な施設と考えております。大山の良さをよく知っていただきたいことも含め、運営には、宿泊、待遇など、管理も含め、より高い専門性が求められると私は考えております。

こうした目的のある町有施設の指定管理者は、公募によって選定されるべきと考えますので、この条例には反対といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言をします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の発言はありますか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第147号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第147号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第148号

○議長（米本 隆記君） 日程第12、議案第148号 令和5年度大山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第148号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 148 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 149 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 149 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 149 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案 第 149 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 150 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 150 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 150 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 150 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 151 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 151 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 151 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 151 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 152 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 16、議案第 152 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 3 号) を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 152 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 152 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 153 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 17、議案第 153 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号) を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 153 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 153 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 154 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 18、議案第 154 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号) を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 154 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 154 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 155 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 19、議案第 155 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 155 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 155 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 156 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、議案第 156 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 156 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 156 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本 隆記君） ここで休憩といたします。

再開は、11 時 10 分といたします。

午前 10 時 58 分休憩

午前 11 時 10 分再開

日程第 21 議案第 157 号 ～ 日程第 25 諮問第 1 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 21、議案第 157 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 25、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、計 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 12 月議会最終日ということで、非常に白熱しておりますが、ここまでの慎重審議、誠にありがとうございました。

それでは、追加部分の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 157 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、本町でも条例改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったところですが、育児休業中の会計年度任用職員に対しても、基準日以前 6 か月以内の期間において、勤務した期間がある職員に勤勉手当を支給できるように改正するものです。

なお、本条例の施行は、令和 6 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 158 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令」が令和 5 年 7 月 20 日に公布されたことに伴い、大山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、産前産後期間にある国民健康保険の被保険者に対し、その期間の国民健康保険税を免除するものであります。

なお、本条例の施行は、令和 6 年 1 月 1 日としております。

続きまして、議案第 159 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例については、戸籍法の一部を改正する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行等に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、大山町手数料条例の一部を改正するものです。

なお、本条例の施行は、令和 6 年 3 月 1 日としております。

続きまして、議案第 160 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）については、国の補正予算成立に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して低所得世帯に 7 万円を給付する『物価高騰対策低所得世帯支援事業』や、町民 1 人あたり 5,000 円の商品券を配布する『だいせん応援チケット発行事業』、各小中学校の施設環境改善事業の新規計上など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出てきたことなどにより、予算の過不足を調整するため、既定の予算の総額に 2 億 8,663 万 7,000 円を追加し、総額を 123 億 7,556 万 6,000 円とするものであります。

続きまして、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび辻田稔子さんを推薦し

たく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

辻田さんは、人権擁護委員として3期9年間の実績と経験があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの任期3年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第157号

○議長（米本 隆記君） ただいま5件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を1件ずつ行います

これから議案第157号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第157号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第157号は、原案のとおり可決されました。

議案第158号

○議長（米本 隆記君） これから議案第158号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第158号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 158 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 159 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 159 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 159 号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 159 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 160 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 160 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聰君） 2 点質問いたします。

7 ページ、商工費商工振興費大山応援チケット事業、今回、物価高騰あるいは燃料高、電気料金の高騰など、町民の生活を支えるためにこの事業を行われますが、これまでの事業でチケットが使われ、業種によってこの使われる、恩恵を受ける業種が偏ってはいないか。このあたり町内の事業者、たくさんいるわけですが、応援チケットが使われるのは、偏っているのではないかと考えます。全般的に例外なく、恩恵を受ける事業者が恩恵を受けるような施策になっているのかどうか。

町民の 5,000 円支給については、これは、町民平等にこの恩恵を受けるわけですが、事業者についてはどうなのか、そこら辺は把握しているのでしょうか。

それから、8 ページの教育費、学校管理費、名和小学校体育館防災機能強化工事、体育館のつり天井補強する工事費も入っておりますが、名和小学校平成 19 年の建設ですが、平成 26 年に国交省が、建築基準法施行令等を改定し、つり天井に関する技術基準の改正ということで、致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の天井等は、緊急性を持って、優先的に対策を実施とありますが、26 年 4 月施行に改正が出たわけですが、9

年間たっております。その当時、点検されてどういう結果だったのでしょうか。多少の地震が起きても、つり天井、大丈夫という結論で今日までこられたのでしょうか。その点をお聞きしたい。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） それぞれ、質疑の答弁は担当から直接させていただきます。

○企画課長（深田 智子君） 議長、企画課長。

○議長（米本 隆記君） 深田企画課長。

○企画課長（深田 智子君） チケットが使われる業種について偏りが無いかということですが、小売業ですとか、スーパーなどの小売業について、チケットを利用される方が多く、金額については偏りはあります。

ただ、このチケットをきっかけとして、新規でお客さんが来られるきっかけになったということもお聞きしているということもありますので、幅広く支援につながっているというふうに考えております。

○幼児・学校教育課長（源光 靖君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 源光幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（源光 靖君） 御指摘のございました名和小学校の体育館防災機能強化工事についてでございますが、こちら御指摘のとおり、国交省で建築基準法の施行令等の改定が平成26年に行われております。実はこの改定前に、国や県のほうからは、状況はどうかということで調査等ございました。平成25年の時点で、名和小学校の屋内運動場、いわゆる体育館については、緊急の工事施工等は必要ないということでの検査の結果でしたので、この度LEDの照明の工事に合わせて、一部めくれがある部分等について、あわせて補修を行おうと考えているものであります。以上です。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 当時、大丈夫だということになってあれですけども、例えば地震のどの程度の規模が来ても大丈夫だと。今回補強するのは、これまで以上に耐震化を考えてのことではと思いますが、ここら辺り大山町には、地震が起こってないんで、非常に助かっておりますが、そこあたりの基準がどの程度だったのか、教えていただきたい。

○幼児・学校教育課長（源光 靖君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 源光幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（源光 靖君） 実は今、現在で、震度幾らぐらいまでなら大丈夫かというようなところは、手元に詳細な資料がございません。

ただ当時の点検の際にも、いわゆる体育館の屋根材が骨組みによって支えられているというような状況であること、それから、すぐに直ちに剥がれて落ちてくるような状況ではないことということが確認できておりますので、緊急の施工は必要ないだろうというのが当時の見解でございます。

ただその後に、いわゆる部材の一部にめくれがあるというような状況も確認できておりますので、このたびLEDの改修に合わせて、足場等組み上げる必要もございまして、合わせての補修を考えているというものでございます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他、質疑ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。30款農林水産費、畜産業費一般で質問させていただきます、質疑させていただきます。

今回、この内容というの子牛価格の下落に対する支援ということだと思わんですけれど、一応子牛価格の下落というのは、法律で肉用子牛生産者の補給金制度というのがありまして、いざ下落したときには国が支援していただけるという制度がもう既にあると思います。

今回、この21年ぶりにこの制度が発動して、それぐらい子牛価格が下がってそういう農家さんたち、特に和牛農家さんですかね、困ってますという現状で、何を聞きたいのかというと、国県の支援と町の支援合わせて、今回の提案された支援で十分な支援になっているか、交付金は少ないことは分かっています、今回財源で。それでも大山応援チケットとかでは3,100万円の財源手出しを町から行ってるんですけど、大山町は、国県の補助がなければ、これだけ緊急性が高い和牛支援をしない方向なんではなかろうか。

特に牛馬市とかで大山町は牛馬のことに関しては結構盛り上がってる感じなんですけど、牛屋さんが隣でどんどん廃業していくことにつながりかねないんで、すごく懸念をします。

コロナ禍から、この和子牛の支援は今までされてるんでしょうか。実際、10万7,935円程度の不足で、国県から5万800円の支援ですね、1頭当たり。今回町では1万1,000円、1頭当たりの支援ということなんですけど、委員会で事前に説明があった際には、年間頭数500頭に向けての支援だったということ聞いてます。今回260頭で、僅か半分程度で期間も1年じゃなくて半年ということになってます。今、聞かせてもらったこと理由なども、教えてください。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） ただいまの十分な支援になっているかというところの御質問に対してお答えいたします。

この国の支援発動基準額の 60 万円につきましても、これも令和 2 年までの生産費用で国が算定したものでございまして、先ほどありましたように、令和 4 年度でも生産費はもう 70 万を超えておるとい状況でございますので、国、県の支援も含めまして、町の今回の追加支援につきましてもこれで、生産者にとって十分かと言われれば十分とは考えてはおりません。

また委員会で提出しました資料から、頭数が半分また期間も半年というふうに変更になったということでもありますけども、実際、委員会に提出しました資料につきましては、その当時、その時点で農林水産課としまして必要な支援ということで、こういった支援を今後要望していきたいという思いで出した資料でございますが、その後、国のほうで 12 月の下旬ですけども、国のほうで、令和 4 年度の実績が公表されたということがございました。令和 3 年度の実績に対しまして、10 万円以上の増額があったこと、それから町農林水産課で考えておりました生産費用と今回の国の発動額の 60 万円との差額、これの例えば 6 分の 1 とかかっていう、そういう支援を考えておりましたけども、その費用が、生産費用が上がったことによって、金額が倍以上になったということがございました。

あわせて、国からの支援交付金が、思ったほど来なかったということがございまして、財政的な事由も含めまして、まず、国の制度の補完する意味合いで県が 11 月補正を出しておりますけども、県のほうでは、対象を 10 月以降 3 月までというふうにしておりまして、町としましては、この県の方針に従って支援をしていこうということになったものでございまして、財政的な事情であったり、県の動向も踏まえまして、今回、変更したということでございますので御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 答弁漏れです。コロナ禍からの和子牛の支援は、今まであったんでしょうかってことが、答弁漏れです。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） 失礼いたしました。コロナ禍におけます和子牛に対します支援としまして、町としましてはこれまで支援はございません。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 十分な支援ができていないということを認識して、担当課としては本来この程度の支援をしたほうがいい。ここに書いてあるのは 900 万程度の支援が最低でも必要ですと。マックス 3 分の 1 でしたら 1800 万円程度の支援、これぐ

らい差があるんですけど、最低でも900万ぐらいの支援は必要ではないかという担当課の考えがあると思うんですけど、今回、町として提案されたのは、約280万円程度ですね。

実際、和牛農家さんにこれお伝えしたら、よくこんな恥ずかしい議案出せるなっていうふうに怒られました。実際それぐらい困ってる人たちにとっては、すごく腹立たしいことなんだなっていうことを痛感しました。なので、今後のことっていうのはどういうふうに考えてるんでしょうか。ちょっと聞かせてください。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。今後につきましてですが、今回の補正追加提案では280万程度ということでございましたけども、今後、国のほうから、また経済対策等が追加で示されたならば、県とも連動いたしまして、町としましては、先ほど説明いたしました生産費の上昇分、これに対応するところの支援に対応する一部支援を考えたいというところで考えてるところでございます。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） ちょっとこのやりとり3回しかできないので规则的に、これ最後なんですけど、国の支援があったら行かどうかとかつというんでなくて、先ほど話した中で、単町での支援は考えてないんですかっていう話は、答弁漏れがあったと思います。

で、単町での支援も、コロナ禍からずっと行われてないということでしたら、今回初めての支援ということになりますので、しっかり考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

担当課としましては、生産者に対する支援は必要というふうに考えておるところでございますけども、何分、財政との協議がございまして、町の方針の基で今ある財源の中で、必要な優先すべきところはどうかというところで設定したものでございますので、先ほど御説明しましたように、今後財源として、国から示されたならば、優先して農林水産課としても、支援を表明したいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。第15款の社会福祉総務費についてお伺いします。

物価高騰対策低所得者支援事業ということで、1世帯当たり7万円の支援の予算が組まれておりますけれども、スケジュール的に、今、書いてあるのは、12月中旬に振り込み開始というふうに書いてありますけれども、これはプッシュ型の部分については、いわゆる12月中旬ですから、20日頃までには振り込みができるというふうに理解してよろしいでしょうか。

そして申請型の部分がありますけれども、申請が必要な方については、どのようなお知らせをされるのか、お伺いしていきたいと思えます。

○福祉介護課長（池山 大司君） 議長、福祉介護課長。

○議長（米本 隆記君） 池山福祉介護課長。

○福祉介護課長（池山 大司君） はい。スケジュールについて再度御説明させていただきます。

今回の補正予算が通りましたら、そのあとシステム改修等の起案を起こしまして、今回の給付に合わせた形にシステムのほうを変更するようにいたします。その作業が恐らく、来年年明けの1月上旬、中旬ぐらいまでかかる、どんなに急いでもかかると思えますので、そのあと、対象世帯を抽出して、対象となる5世帯の方につきましては、早くて1月下旬ぐらいから、御案内を差し上げたいと思っております。

そのあと実際に今度は確認書等をお返しいただきまして、振り込みができるのが早くて2月の下旬ぐらいからというふうに想定しているところです。で、プッシュ型の方につきましてはこういった流れになりますが、申請型の方につきましては、こちらで対象世帯を特定いたしまして、若干ずれますが、1月の下旬ぐらいには、同じ時期に一応、案内のチラシのほうは送らせていただけるのではないかと思います。

ただ実際給付できるかどうかという確認作業がこちらは少しちょっと時間がかかりますので、少し振り込みのほうはずれ込むかもしれません。いずれにしても、年度内には、対象世帯につきましては、振り込みのほうは全て終わらせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。申請型のほうで、交付がなるかどうかという判断をしてからということですが、交付の判断において給付できないという方については、どのような説明をされるのでしょうか。

基準に合いませんから、給付できませんという通り1遍ではなかなか疑問が解けないと思うので、丁寧な対応をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○福祉介護課長（池山 大司君） 議長、福祉介護課長。

○議長（米本 隆記君） 池山福祉介護課長。

○福祉介護課長（池山 大司君） はい。これまでの給付金におきましても、確認書等の記入漏れですとか、必要な添付書類がないような場合につきましては、電話で御連絡させていただいたり、電話で連絡がとれない方につきましては、郵送等で御案内をさせていただきます。

今回につきましても、かなりその辺りまたちょっと対象者の方にとっては分かりにくいところもあると思いますので、個別に御説明のほうは差し上げたいと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） その他、質疑ありませんか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） はい。7ページ、畜産業費の先ほどの和子牛のものになりますけども、私実際に総務経済委員会で聞き取りさせていただいて、その委員会の中で、資料が出てきて、足りない分の町では、3分の1、4分の1、6分の1という案を出してこられて、こういう形で出してこられた中で、町から補助が出ないということは、今まであまりなかったかと思うんですけども、そうした補助金の優先順位のつけ方ってのはどうなっているんでしょうか、ということと、あと同じ7ページの先ほどの大山チケットの件なんですけども、先ほど岡田議員からも指摘がありました。偏りがあるんじゃないかということで、こちらもですね、商工会さんからのやりとりも少し調査をさせていただいて、十分この事業というのが、両間で精査されていて、本当に事業者さんにとって、いい事業になっているのかというのがすごく疑問になっています。当初の願意と結構変わってきているところがあって、そのあとの協議ってのは十分されていないかなと思ってるんですけども、それをお聞かせいただけますでしょうか。

○財務課長（井上 龍君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 井上財務課長。

○財務課長（井上 龍君） 失礼します。補助金の順位と申しますが、特にございません。全体の歳入の額に合わせて歳出を、予算を計上しておりますので、その中でどこを優先していくかっていう順位って言われますが、そこはなくていろいろ議論を重ねながら、今回、交付金は5,300万しかなかったんで、応援チケットのほうに優先されたというところがございます。どっちがどっちかっていう順位はないです。以上です。

○企画課長（深田 智子君） 議長、企画課長。

○議長（米本 隆記君） 深田企画課長。

○企画課長（深田 智子君） 応援チケットについて、事業に課題があるのではということなんですけども、商工会さんから要望をいただいたものについては応援チケットが、実際に効果があったということで、伺っております。商工会さんの事業者さんにはアンケート

トをとるなりということ、把握をしていらっしゃるというふうを考えておりますので、実際に効果のある事業だというふうには考えております。以上です。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） はい。ちょっと答弁漏れかなと思うんです。しっかりと協議がなされたかというところをちょっと確認したいんですけども、私の調査というか、させていただいたところだと、あまり協議ができてなくて、本来こうであったほうがいいのであるのに、町からの提案というのもあまりなかったのかなと思っているんですが、その辺の協議のやりとりをお教えいただければと思います。

○企画課長（深田 智子君） 議長、企画課長。

○議長（米本 隆記君） 深田企画課長。

○企画課長（深田 智子君） 協議がされていないのではないかと御指摘ですが、町としては商工会さんのほうには、事業者の意見がどういったものがあるのかということ、何度も確認をして、応援チケットが効果があるというふうに伺ってはおります。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 議長、13番。

○議長（米本 隆記君） 13番 吉原議員。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 7ページです。日本遺産魅力発信推進事業の消耗品費になっております。これは企業から寄附を受けて挙げてあるものと思いますが、内容は何でしょうか。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） 今回、御寄附いただいたということで、支出について予算化をまずしたものでございまして、ひとまずは、内容としましてはまだ確定したものはございません。有効に、御希望に沿いまして、日本遺産のためになるもの、PRですかそういったもののためになるものを検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 13番 吉原議員。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 私がこの質問いたしましたのは、日本遺産魅力発信推進事業を、寄附の意思を受けて、この意思を大切にされて、どのように磨き上げていくのかというのが最終質問です。いかがでしょうか。

○観光課長（西尾 秀道君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 西尾観光課長。

○観光課長（西尾 秀道君） すいません、日本遺産につきましては、1市3町で組んでおります日本遺産大山魅力発信推進協議会で、全体で推進していくものでございまして、このたびはその中でも特に、大山町が独自に大山日本遺産の魅力発信推進について、ためになることということにいただいたものでございまして、全体では1市3町で協議をしながら進めていく、その中で、町として独自にできるものについてこの5万円をどう使っていくかということを検討していくというものでございますので、どちらかといいますと、日本遺産協議会の動きに合わせたものにできればなというふうに思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長、1番。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） はい。すいません。先ほどの豊議員の質疑のやりとり聞いてちょっとよく分からなかったのので、質疑させていただくんですけど。結局、今回5,300万が国から降りてきたと。高騰対策等で何とかしなさい、で、町が考えました。で、そのときに、応援チケットと和牛の子牛の件がテーブルに上がりました。一方で応援チケットのほうは5,300万を超えて8,000万程度の金額に決めましたと。一方で子牛のほうは、担当課が必要と判断していた金額の3分の1程度に縮めて縮小しましたと。

この結局、順位はないと言われたんですけど、聞いている側からすると、この子牛のほうは、かなり今緊急性があるようにも思いますし、必要だろうと思われる金額が縮小しているのに、なぜ、応援チケットのほうは、そもそも国から降りてきた金額を超えてまで、厚くする必要性があったのかという、ここの両方の必要性は分かるんですけど、なぜそういう判断をしたのかという、この理由がちょっとよく分からなかったのので、ちょっと教えていただけますか。

○財務課長（井上 龍君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 井上財務課長。

○財務課長（井上 龍君） はい。一言で言ったら政策ということになりますが、何を優先していくか、例えば今5,300万の国の予算の中で、実際応援チケットは8,000万使ってますんで、もう3,000万オーバーしております。

で、全体的に大山町お金が豊かだったら、両方好きなこと全体にできるんですが、歳入に合わせて予算はつくっていかないといけないっていうのがございます。今回、協議の中で、農林水産課が常任委員会に言うのが早かったのかもしれませんが、担当課としては多く支援をしたい、その思いは分かります。で、応援チケットにしても、例えば、3,000円にするとか、1万円にするとか、いろんな意見があると思います。

で、今回は協議の中で、応援チケットは、商工会等からも要望があったんで、5,000円にしようということで決定した。で、順番がないって言いますが、そちらが先に決ま

ったっていうことはあります。あと、農林水産課のほうは、国の補助、県の補助があるので、その補助の残額残、足りないところを支援するという形で決まったというのが今回の経過でございます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） もしよかったら、町長も、この判断基準について、もうちょっと詳しくあれば教えていただきたいんですけど。政策的な判断ですので、恐らく町長の意向もあったのかなと思うんですけど、なぜこの子牛のことと、両方ね、チケットもあると思うんですけど、ただチケットだって金額を、例えば3,000円を2,000円に縮めればその分、子牛のほうに回せるはずですので、このあたりの、なぜこういうふうな偏りをつけたのかというところの政策的な判断基準をちょっと説明いただけたらと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。先ほど財務課長が述べたとおりでありますけれども、今後も和牛農家さんの状況等を見ながら、これで支援が終わりというわけではありませぬので、状況を見ながらまた考えていきたいというふうに思っております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 3番 豊哲也です。

補正予算に対して反対の立場から討論させていただきます。

先ほど、質疑をさせていただきましたが、私、総務経済常任委員会の副委員長として、企画課と農林水産課を聞き取りさせていただきました。その中でも、先ほどの大山応援チケット、これもいい事業だと思うんですけども、ちょっとやりとりを聞いていて、ほとんど協議できていない。もっと、いい内容というのを町からも提案して、ブラッシュアップして、ここに挙げてきていただきたいなと思っておりました。

その中で、たまたまであります、この和子牛の問題もありまして、そちらには全く予算がつかないと、そういった形になりました。優先順位でどちらなんだろうと。先ほど、財務課長からは、そういう順番ではないという話もありましたが、皆さんに、総花主義的に配るのか、それとも本当に困っている、下手すると倒産してしまうかもしれな

いと、緊急性のある、そうしたものに補助をつけるのと、どちらが大切なのかと。たまたまであるんですけども、そうした比較になってしまうような、そうした提案かなと思っております。

私、予算案、否決することってというのは、反対すること今までなかったですけども、今回は、少しその町の考え方、また先ほど申し上げましたが、総予算としてもですね、非常に余裕がない状態です。実際に今回、課長からもありましたけども、優先順位で予算がつかなかったんですと。そうした中で、今できないことというのができてきています。全てができれば何でもやればよいと思うんですけども、精査してしっかりと協議した上で、もっとブラッシュアップした、そうした議案を挙げてきていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） 2番 西本 憲人です。

私も同感です。豊議員が言われたことと全く同感ですけれど、今回は賛成です。というのが今回出てきているものが完璧ではないと思います。今後、ブラッシュアップ、是非してほしいなというふうに執行部に思います。

ただ、今、緊急で支援をすごく待ってる方たちがいるので、本当に1日でも1秒でも早くという観点で、この和子牛の支援、不足ではあるけれど、やっていただきたいなというふうに思っているところです。

もちろん、物価高騰のチケットもそうですけれど、町長を始め財務課長、農林水産課長が、今後も引き続き検討するということがだったので、是非、早く、緊急性がすごく高いということをしてですね、もう一度自覚していただいて検討してください。

私は、今回は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

賛成者の発言ありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第160号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第160号は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本 隆記君） 日程第 25、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 1 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、諮問第 1 号は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午前 11 時 51 分休憩

午前 11 時 53 分再開

日程第 26 陳情第 9 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 26、陳情第 9 号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、門脇 輝明議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） そういたしましたら、教育民生常任委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により、報告をいたします。

受理番号第 9 号 付託年月日、令和 5 年 12 月 1 日、件名「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情でございます。

審査の結果は採択でございます。

委員会の意見として、本議会は一昨年、昨年も同趣旨の陳情を採択しております。

本町は独自事業として、陳情書に記載されている国の「こども未来戦略方針」を上回る保育士の配置を行っておりますが、国の配置基準が本町の配置に近づくことは望むところでございます。

また、保育士の労働条件改善は、不足する保育士を確保し、保育環境を向上する

上で必要でございます。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第9号「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第9号は、採択することに決定しました。

日程第27 発議案第12号

○議長（米本 隆記君） 日程第27、発議案第12号「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます

提出者、教育民生常任委員会委員長 門脇 輝明議員。

○教育民生常任委員会委員長（門脇 輝明君） 発議案第12号「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和5年12月20日、提出者 大山町議会教育民生常任委員会委員長 門脇輝明。

ここで、提案理由の説明を致します。

12月1日教育民生常任委員会に付託された陳情第9号「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」を審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものです。

ここで、意見書を読み上げます。

子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさ

らなる賃金引上げを求める意見書、保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士の増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を 2023 年 6 月 13 日に閣議決定しました。その中で「75 年ぶりの配置基準改善」として、1) 1 歳児の子ども 6 人に対して保育士 1 人の基準を 5 対 1 にする、2) 4・5 歳児の子ども 30 人に対して保育士 1 人の基準を 25 対 1 に改善することが盛り込まれました。

本町では、すでに改善される基準を上回る配置を独自の事業として実施していますが、保育の現場では、なお厳しい状態にあります。

このことを踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望します。

1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準以上の改善を速やかに実施すること。
2. 配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での加算対応ではなく、基準の改定で実施すること。
3. 国際的な水準を踏まえ、さらなる配置基準の引き上げに着手すること。
4. 保育士不足の状況を鑑み、各職場で増員が図れるようにするために、保育士等の賃金を引き上げることをはじめとした労働条件の改善のために必要な措置をとること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 12 月 20 日 鳥取県大山町議会 議長 米本 隆記。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策)、こども家庭庁長官、文部科学大臣、財務大臣です。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長(米本 隆記君) これから発議案第 12 号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 12 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第12号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

午後12時3分休憩

午後12時3分休憩

○議長（米本 隆記君） 再開します。ここで休憩としまして、再開は午後1時とします。

午後12時3分休憩

午後1時再開

日程第28 発議案第13号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第28、発議案第13号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 豊 哲也議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 3番 豊 哲也です。発議案第13号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に関わる情報開示を求める意見書の提出について、理由を述べさせていただきます。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由、世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、将来の感染症の蔓延に備えるために、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)(以下「国際保健規則」)を改正するとともに「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議、(INB)において、同時並行で進められている。

令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案が、改正案の提出が予定されている。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

◆加盟国が、WHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる。

◆WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う。

◆ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる。

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

これらの草案の内容や交渉過程を国民に十分周知し、意見を聴取すべきである。以下、意見書を読み上げます。

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書、世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)(以下「国際保健規則」)を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議(INB)において、同時並行で進められている。

令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

◆加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる。

◆WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う。

◆ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる。

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言えない状況にある。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること。
2. 議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること。

ここに地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日、鳥取県大山町議会議長 米本 隆記。衆議院議長様、参議院

議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、内閣官房長官様。

○議長（米本 隆記君） これから発議案第 13 号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 今、気がついたんですが小さなことですが、要望事項の 2 の最後の部分、その他一般国民から意見を「聴取する」、聴取の誤字と違うかなと思って聞くんですが、細かいところですけど。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊 議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） すいません。事務的にこちらのほうで大丈夫だったと思うんですけども、確認させて訂正が可能ならさせていただければと思うんですが。

○議長（米本 隆記君） これは、提出されたものですから、今ここで訂正するということはできません。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番、門脇議員。すいません。これは、反対討論ですか。

[「反対」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） はい、どうぞ。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 私は、この意見書に反対の立場で討論をさせていただきます。

本意見書は、条約等に関する協議の内容の情報開示等を求めるものであると理解しておりますが、内容に関する交渉経過等は、政策形成中の事項であり、基本的に秘密に属するため、既に公開されているもの以外は、事前に公開することができないとされております。

また、国際条約等のほとんどの場合、この国の利益調整のため、各国の主権の一部を制限する内容が含まれていますので、主権の侵害があるという理由は、交渉内容の開示を求める理由にはならないと思います。

本件の開示を求めることは、他の条約等についても全てを開示せよというのに等しいのではないのでしょうか。条約の締結、加入は内閣が決定するものですが、事前に、または事後に、議会で批准の手続が必要とされております。

したがって、国会に批准の議案が上程されたときには、国民の代表である国会議員が

十分に精査し適切な決定がされるものと考えております。既に公開されている情報をもとに、個人として意見を表明することは、自由であり、自らの責任において行う行為は、尊重されるべきと思いますが、公的機関である議会として、これは公式に発表された情報に基づく行動をすべきであると考えます。

内容の公開は、政府が条約を締結し、加入した段階で正式に公開されるので、それを確認した上で、本町議会として必要があれば、批准反対や条約からの離脱等の意見書を、その時点で提出すべきであると考えます。

よって、今の時点で、この意見書を提出することには反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。2番、西本 憲人です。

国と国等をむすぶ条約の話なので、少し分かりづらい案件だと思います。今回、パンデミック条約というものと世界保健規則というものの改正が行われていきますと、その内容を公開したらどうですかという、先ほど豊議員が言われた議案になります。

私も賛成者です、公開したほうがいいというふうに思います。門脇議員が先ほど、現時点では公開を求めるべきではない、これも一つの意見だと思います。私は、決まってから、1自治体、民間が意見を出したとしても、なかなかひっくり返らないのが、国とか世界だというふうに思っています。

なので、今この時点でなぜこれが出ているかということをごひ皆さんに考えていただきたいんですけど、これ、国会議員ではほとんど認識していない議員が多いです。

ところがネット上、これが騒がせているというのは最近よくあります。なぜそういうことになるかと言うと、これはパンデミック条約が頻繁にアップデートされていますよってというのが一つ。あと日本の主権が侵害されますよ。どういうことかっていうと、仮に、今回みたいなパンデミックが起こった際に、ワクチンを作りなさい、途上国に送りなさいといったことが、もしかしたら行われてしまうかもしれません。

これは、現時点では何も決まってないので、ただWHOから発せられる拘束力がないという文言があえて削除されたり、こういったことを踏まえて、今ネット上で、もしかしたらそういう懸念があるよねっていうふうに騒がれている案件です。

国民の権利、人権を失う、いわゆるワクチン、今回、打ちますか打ちませんかってコロナの際に意見が分かれたと思います。ワクチンが絶対必要だという人もいれば、ワクチンを打ちたくないという人も世の中にはいると思います。これは選択の自由というふうに思っていますが、どうもこれが通っていくと、ここにも強制力が発生しかねないという懸念があるということです。

あとは、勝手に非常事態宣言を世界レベルで発動されかねない。こういった幾つかの懸念が英文なんですけど、訳していくと、そういった懸念があるということから、何を言いたいのかっていうと、もうちょっとそれが分かるように、ちゃんと情報公開したらどうですかというのが、今回の発議案です。なので情報公開は、私は賛成です。

これを情報公開することによって、ほかの条約とかも全て情報公開したりすることにイコールだという話もあったと思うんですけど、ほかの条約を情報公開してくださいとは一言も言ってるつもりはないです。ただこういう少し疑わしい案件は、事前に皆さんが知るべきだというふうに思っています。

以上の理由でこの発議案に賛成したいと思います。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聡君） この発議案に反対の立場で討論いたします。

このパンデミック条約は新型コロナウイルスの爆発的な感染を踏まえて、対策を考えられるものだと考えております。新型コロナウイルスについては、某国から、最初に感染者が発生した時点で、速やかにWHOに連絡が行き、いろんな対策がとられれば、全世界的な蔓延は防がれたのではないかと、そういう考えがございます。

ある程度、各国の私権を制約は及びますけども、世界的に統一した対策をとらなければ、やはり感染症の蔓延は防ぐのが難しいと考えております。この事前の条約情報改善については、なかなか各国の国民、あるいは政府の了解を得てから成立ということは、とてもでないが、全世界の了解を得てから成立させるということは難しいだろうと考えてます。

他の条約でもそうですけども、結局、この条約開示を事前に開示ということになれば全てのことをやらなければ意味がないと考えております。

やはり、こと感染症蔓延対策としては、やはり必要だろうと思っておりますので、反対の討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言はありませんか。そのほか討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 13 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、発議案第 13 号は、否決されました。

日程第 29 決議案第 2 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 29、決議案第 2 号 海の観光拠点整備事業の抜本的な方向性を見直しを求める決議の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、総務経済常任委員会委員長、岡田聡議員。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聡君） 決議案第 2 号 海の観光拠点整備事業の抜本的な方向性を見直しを求める決議の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 3 項の規定により、提出いたします。

提案理由は、令和 4 年 9 月に設置された海の観光拠点整備基本計画作成検討委員会では、大山町アウトドアライフ構想に基づき、これまで 5 回にわたり、海側の拠点整備の在り方の検討がされた。

しかし検討委員会においては、詳細な検討を進める中で、拠点立地である漁港エリアのスペース不足などの制約が明らかになり、当初期待されていたような海側のアクティビティ等を促進する拠点整備を実現することが、困難であることが判明しました。

また、総務経済常任委員会の所管事務調査においても、約 10 億円規模の投資が必要となる可能性のある本事業に対し、地域への波及効果などの期待効果が明確に示されていないことからその費用対効果について、疑問が提起されている。

このような背景から、より限定的かつ効果的な事業となるように、お魚センターみくりやの改修のみを実施する案をも含めて、海の観光拠点整備事業の抜本的な方向性を見直しについて検討することを強く求めます。

決議案第 2 号 海の拠点整備事業の抜本的な方向性を見直しを求める決議。令和 4 年 9 月に設置された海の観光拠点整備基本計画作成検討委員会では、大山町アウトドアライフ構想に基づき、これまで 5 回にわたり、海側の拠点整備の在り方の検討がされた。

しかし、検討委員会において詳細な検討を進める中で、拠点立地である漁港エリアのスペース不足などの制約が明らかになり、当初期待されていたような海側のアクティビティ等を促進する拠点整備を実現することが困難であることが判明した。

また総務経済常任委員会の所管事務調査においても、約 10 億円規模の投資が必要となる可能性のある本事業に対し、地域への波及効果などの期待効果が明確に示されていないことから、その費用対効果について疑問が提起されている。

このような背景から、本議会は、次のとおり町長に求める。

記

1 より限定的かつ効果的な事業となるように「お魚センターみくりや」の改修のみを実施する案も含めて、海の観光拠点整備事業について、抜本的な方向性を見直しについて検討することを強く求める。

以上、決議する。令和5年12月20日大山町議会。

○議長（米本 隆記君） これから決議案第2号 海の観光拠点整備事業の抜本的な方向性を見直しを求める決議の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長 7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。何点か伺いたいと思います。

まず、検討委員の中からもいろいろ意見が出ているというような話もございましたけども、検討委員会の今後のスケジュールを含めた検討状況をまずお伺いしたいと思います。そしてその中のほうに入りますと、最初に漁港エリアのスペース不足というふうに書いてありますけれども、町執行部の説明で、漁協エリアについては、漁協と協議がされて、了承を得ているというふうに理解をしておりますけれども、総務経済常任委員会は、スペース不足について、町執行部や漁協に確認をどのようにされましたでしょうか。

次に、当初期待されているような、海側のアクティビティ等を促進する拠点整備を実現することが困難であることが判明したと書いてありますけれども、これはどなたが判定し、明確にされたのでしょうか。検討委員会としての見解なののでしょうか、伺いたいと思います。

次に、総務経済常任委員会は、町執行部に対して、海側のアクティビティ等の促進を、どのように取り組んでいくのか、確認はされましたでしょうか。そして、総務経済常任委員会は、整備事業の予算規模や財源の見通しは、町執行部に確認された数字なののでしょうか。国や県の負担はどのように見込まれておりますか。

次、費用対効果について疑問が提起されているとありますが、誰がどこで提起した、疑問なののでしょうか。検討委員会としての見解なののでしょうか。

以上、伺います。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聰君） 十分に答えられないところは、委員の中から補足をお願いいたします。

検討委員会のスケジュールは、今後、2回程度行って答申が出されるものと考えております。漁港とか関係での狭さ、スペースの狭さについては、委員会から担当課への聞き取りでもだいたい把握はしております。

それと、アクティビティについては、漁港であるという制約があって、なかなか海のアクティビティができないという点がございます。

それから予算規模については、まだ概略でございます。どういう設備をするかによって決まるとは思いますが、最大10億というのは、当初から出されてることだと考えております。補足をお願いいたします。どなたか。

○議長（米本 隆記君） まだ聞かれたことに答えてない部分がありますけど、よろしいですか。よろしいですか。

まだ、聞かれたことで回答がないところはあると思うんですが、よろしいですか。どうぞ。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長 7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 答弁漏れということですからけれども、拠点整備を実現することは、困難であるということは確認、判明したと。これは検討委員会の見解なのでしょうか。誰の見解なのでしょうか。

そして、財源見通しについても、とにかくまだ決まっていないということで、ありましたけれども、それ委員会としては、そういうまだ決まっていないことについて、予算規模とか、その辺のことを理由にして、この意見書を出されるのでしょうか。

スペースの不足については、町執行部のほうには確認をされたという答弁でしたけれども、協議して了承を得ているというふうに説明があったものについて、執行部ではスペース不足だけれども、それはそれで了承されているというふうに、理解していいのでしょうか。

それから、ちょっと費用対効果についても回答がございませんでした。誰が、提起したのか、検討委員会の見解なのか。そういったことについて答えられる方があれば答えていただきたいと思います。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聡君） 検討委員会は、まだ2回残しておりますので結論を出したわけではございません。

ただ、委員が情報収集の点から、各個別に検討委員から聞いた考え、検討委員会の内容等をいろいろ聞いてはおります。そこらあたりが判断基準になってると思います。

予算については、施設の内容、検討委員会が出す考え、それによる整備する設備、それらの規模によって大きく異なると考えております。10億円というのは、当初の最大規模ということで考えております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論があります。まず反対者のほう、反対討論ですか。

○議員（11番 杉谷 洋一君） 反対。

○議長（米本 隆記君） 11番 杉谷議員。

○議員（11番 杉谷 洋一君） 私は、今委員長のほうから、意見書の提出ということで話を聞かせていただいております。また、先ほど門脇議員から、いろんなことについて質疑がありました。

まだ私はこれは、本当に途中の段階の話で意見書を出すということではなかろうかなというふうに思いました。やっぱり答申となれば、しっかりまだ私、聞くことによるまだあと2回か何回か残つとると。やっぱり最終答申をもって、町長のほうに答申して、町長がこうこうこういうことで、こういう事業をやりたいというところで、議員として、それについての意見というのは、私は大いにありだと思います。せっかく審議委員さんも、一生懸命頑張っておられる。中には審議委員会の皆さんもですね、賛成の人もあれば反対の人もある、それはどういう委員会でもそういうものです。

ただ、最終結論としては、みんなの総意で、こうだという一つの形が出来てこそ初めて、それが答申になろうかと思う。それで、町長のほうからこういうことが答申でこうしたいと、そしたらそん中で、議員我々としても、その部分はおかしい。それは、これは我々としては賛成できないということで、ここ、今やってしまったらそれは議会がその審議委員さんを見殺ししたことになるはしないかなというふうに私は強く思って反対いたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 本案に賛成の立場で討論させていただきます。

本来でしたらもちろん、こういった議会が委員会の方に意見を言うということじゃなくて、行政にこのタイミングで意見をするというのは、少しタイミングとして早い部分もあるのかなと思っているんですが、行政が何かをしようと思って今回、検討委員会を立ち上げてさせていただきました。検討委員会立ち上がって、そんななかで議論が深まる、そうした仕組みの中で、計画が縮小しようであるとか、1回白紙に戻そうとか、そういったことは、非常に言いにくい、そうした仕組みなのかなと思いました。

それで、今回、そういったことを言うのは、完全に結論が出た段階で議会から意見を申し上げるのではなく、その途中の段階で方向修正ができる段階で意見を申し上げるのが必要かなと思ひまして、今回、決議を出させていただきました。

実際に、私は先ほども、アウトドア事業のことで反対討論しましたが、本来、町長がやるアウトドアの事業というのはもともと賛成でした。ぜひやっていただきたいなと思っていました。

実際に、総務経済委員会で白馬に視察に行き、そうしたアウトドア事業が、どうやったらうまくいくのか、町長はどんな認識でされているのかっていうのを確認しに委員会

で行きました。そこで何かが分かったということではなくて、実際に白馬でやっていく中で、今の海の観光拠点整備事業、非常に委員さんとの協議であるとか、ほかの住民の方々の協議というのが非常にできていない。迷走しているという状況にあります。

ですので、ある程度、検討委員会さんたちが協議しているもの、まだ協議中でありますけども、このタイミングで、委員会から、そうした決議を出す必要があるのではと考え、実際に先日、この案を出すのに委員会で審議しまして、全会一致で可決しました。

それでこちらに出させていただいている経緯があります。私、漁師さん、お伺いして、漁網を見に行きました。実際に、今回は大きく二つあるかと思いますが、スペースがあまりとれないというところ、今、御来屋漁港というのはもともと、御来屋の漁港ですので、漁網が今も置いてありますが、それを広げて直す、そうした必要性があります。私は不思議なんですけども、なぜそういったことを認識した上で計画が進められなかったのか。

また、アクティビティができないというそういう、そちらをしないということで新聞報道もありましたけども、検討委員会さんのほうで、そうした結論というか、そういう協議になっています今。なぜ、もともと観光拠点をやっていきたい、アウトドアライフ事業の一環として、海の拠点をやっていきたいという段階で、こうした事業ができるんじゃないか。皆さんと協議して、こうした落としどころがあるんじゃないか。私はそれを期待していたんです。ほかの自治体の事例でも、非常にこうした住民と一緒にあってですね、参画して何か拠点をつくる。私は、本当にわくわくして、どんな事業になるんだろうと期待していました。

それが、残念ながら、なかなか進んでいない。このタイミングで1度、見直したらどうかという意見を出させていただく必要が出てしまったことは、大変残念に思います。

先ほども全体の予算ありました、言わせていただきましたが、もう、予算が湯水に湧いて出れば何でもやっていただければと思います。

ただ、先ほども和牛の件ありましたけど、本当にやりたい事業、やらなければいけない事業が、数年後、どんどんできなくなっていく、そういった懸念を持っていたため、私は、今回いろんな議案に対して、疑念点をぶつけさせてきました。今回の海の拠点整備事業も一度立ち止まって、皆さんで見直す必要があるんじゃないかと。

逆にですね今回の定例会を通じて、さらに危機感を感じております。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 議長、9 番。

○議長（米本 隆記君） 9 番 大杖議員。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 私は、海の観光拠点整備事業見直しを求めるこの決議案に反対の立場で討論いたします。

先ほどの質疑の中でもありましたように、決議案の内容に、不明確な点が多く感じら

れます。このまず取り決めのスキームっていうのは、どういう形で進めるか。行政の計画を、海の拠点をどういうふうにしていくか。行政の考え方を、進めていく上で地元その他有識者が集まられた信頼できる検討委員会に意見を求め、その性格をもとに、経過、内容を行政が慎重に吟味して計画を進めていくものと、私は理解しております。この検討委員会から、最終報告が提出されていない今この時点で、議会を挟むことは、このスキームいわゆる取決めを無視する横暴な行為であり、議会としては、慎まなければならないことだと思います。

この理由で私はこの決議案の提出には、反対といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員

○議員（2番 西本 憲人君） 2番 西本憲人です。

海の拠点、見直しの反対決議ということで、海の拠点の見直しのことについての決議案なんですけど、私は賛成、この原案に賛成の立場で意見をさせていただきます。

先ほどから、検討委員会の方を尊重しなきゃいけない、そのとおりだと思います。今のところ私の耳には、検討委員会から、この反対決議をするときに応援のメッセージしか届いていません。この意見も皆さん理解していただきたいなと思うんですけど、これ私だけなんですか。御来屋の漁師さんからも、反対の声しか私のところには届いてません。何をどう反対するかという人によって様々だと思います。検討委員会の方も、当初からこのプロセスにすごく問題がある。私、海の拠点自体に反対してる人にあまり会ったことありません。ただこのプロセスに、すごく違和感を感じていたりする方にしか会ったことがないんですよね。すごく海の拠点賛成だ、今のプロセスのまま進めてほしいと、私たちの意見を途中で止めるのは、とても横暴だという検討委員の方とか住民さんには1人もあったことありません。

私たちは住民さんの意見の代弁者です。検討委員の方たちも、住民さんです。その方の代弁者として、私は今回の総務経済委員会の全会一致という意見を尊重して、私たち二つの委員会があるんですけど、もう片方の委員会なので私は、そこの集中審査には入ってはないんですけど、そこの意見を尊重して、私たちより恐らく詳しく、しっかり勉強して調査して、その上で今回この全会一致での決議案が提出されてると思うのでそこを尊重したいと思います。

私個人の理由としては、状況の変化とプロセスの見直しっていうことをやはり訴えたかったんで、ちょうどこの決議案は賛成できるなというふうに思ってたんですけど、アクティビティがなくなった、漁網の置くところが当初と違ってですねちょっと的外れになってる。これは状況の変化としては結構大きなところだと思います。もう一度、見直すべきだなというふうに思います。

プロセスの見直し、これは先ほどのアウトドア施設のときにも話しましたし、実はこの海の拠点の話は去年の6月ですかね。計画の話が出たときに修正案を出しました。990万の議案でした。残念ながら修正案は通らず、990万でまず計画をつくるということが行われているのが今の現状です。

海の拠点を造ることは賛成です。私は海の拠点つくってほしいです。つくってほしいんですけど。お願いだからこのプロセス、こういう反対の立場でここに出させてほしいくないんですよ。町長も聞いてると思いますけど、お願いですからこの仲間をしっかりとつくって、熱意を持って進めていく職員だったり、そういうチームを作ってくださいなというふうに思います。今回は決議案に賛成します。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言をします。ありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 私は反対の立場で、この決議案について討論をさせていただきます。

先ほどいろいろ質問をさせていただいたんですけども、お答えのない部分がたくさんありました。それは致し方ない部分かな、まだ検討委員会で最終結論が出ていない段階ですので致し方ないかなと思っておりますけれども、様々な今の計画について、問題点が指摘をされております。私もはっきり言って現状の計画自体にはどうかなというふうに思う部分もございます。

ただ、それは、検討委員さんそれぞれ良識のある方だと信じておりますので、委員会の中で様々な意見があったとしても、その問題点を克服した最終報告が出されるものだと考えております。

今、検討委員会の最終報告が出ていない時点で、議会として意見書を提出することは、先ほども言われましたけども、議会が検討委員会の議論に介入して、結論を誘導することにつながるおそれがあると考えます。この点で、私はこの決議案に反対をさせていただきます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言もありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） そのほか討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから決議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 賛成多数です。

したがって、決議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第 30、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 31 ～ 日程第 34 閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 31、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 34、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 4 件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

令和 5 年第 10 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。

お疲れ様でした。

午後 1 時 50 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 岡田 聰

署名議員 野口 俊明